

電力地産地消事業者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

再生可能エネルギーの地産地消、地域脱炭素等の担い手育成、電気料金に係る地域経済循環を目的とし、本事業を実施するものである。

2 当該業務の概要

(1) 業務名

酒田市十里塚風力発電所の発電による電力を活用した電力地産地消事業

(2) 業務内容

発注者は、酒田市十里塚風力発電所の所内消費電力等を除く全ての発生電力を受注者に供給し、受注者は、これを全量購入するものとする。受注者は、「(3) 対象施設」に掲げる公共施設に電力を供給するとともに、公共施設への供給電力量に相当する酒田市十里塚風力発電所のトラッキング付きFIT非化石証書を調達すること。

(3) 対象施設

①発電施設

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	電圧 (kV)	周波数 (Hz)
酒田市十里塚風力発電所	酒田市十里塚地内	6,900 (3基×2,300kW/基)	66	50

②供給施設

小中学校29校（別紙「様式6 想定金額見積書」のとおり）

(4) 契約方法等

公募型プロポーザル方式により受注候補者を特定し、本市と受注候補者が仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により電力需給契約等を締結する。

(5) 予定履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

(6) 基準価格

① 売電買取基準額（1年間） 2,249,000 円

② 公共施設供給電気料金基準額（1年間） 140,499,000 円

「7 企画提案書作成要領（4）提出書類②想定金額見積書」の売電買取想定額は上記基準額以上、供給電気料金想定額は上記基準額以下とする。

※消費税及び地方消費税を含む

3 担当部署

酒田市企画部企画調整課（市役所5階）

提出先住所：〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話：0234-26-5704

メール：kikaku@city.sakata.lg.jp

4 参加資格要件

本企画提案への参加資格を有する者は、単独事業者又は複数の法人により構成されるグループとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。グループについては、(1)から(4)の要件は構成員のすべてが満たし、(5)の要件は構成員のいずれかが満たしていること。なお、単独事業者又はグループの構成員として参加表明手続をした者は、他のグループの構成員として参加できないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(3) 次のいずれかの条件を満たすこと。

① 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する指名競争入札参加者登録簿（令和5・6年度）に登録されていること。

② 指名競争入札参加者登録簿（令和5・6年度）に未登録の場合は、参加表明書の提出時まで、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する「小売電気事業者」又は同法に規定する「小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」であること。

(5) 酒田市内に本社を有すること。

5 参加表明手続

(1) 募集期間

令和7年1月8日（水）午後5時まで

(2) 提出先

「3 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による。

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式1-1） 1部

② グループ結成届（様式1-2） 1部（グループで応募する場合）

③ 「小売電気事業者」又は「小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」であることがわかる書面の写し（任意様式） 1部

(5) 参加資格確認

参加資格要件の確認は、前号の参加表明書の提出日をもって行うものとし、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年1月14日（火）までに電子メールにより通知する。

(6) 辞退届の提出

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年1月17日（金）午後5時までに辞退届（任意様式）を持参又は書留郵便により提出すること。

6 質疑応答等

本実施要領の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

(1) 提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「3 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

電子メールにより電子データ（添付ファイル）を提出すること。

(4) 提出書類

質問書（様式3）

(5) 回答方法

令和7年1月15日（水）までの間、随時、回答書（様式4）により、電子メールで回答する。

7 企画提案書作成要領

(1) 提出期限

令和7年1月20日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「3 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送等による。持参の場合は事前に提出先へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。使用言語は日本語、通貨は日本国通貨とし、単位は計量法に定めるものとする。なお、提出書類それぞれの提出部数のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROMまたはDVD

-ROM) を1部提出するものとする。

① 企画提案書(様式5) 正本1部、副本14部

これに則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

- ・ 企画提案書(様式5)を表紙とし、目次、本編で構成すること。本編は、「8 審査方法(2)評価方法及び評価基準②評価基準」に示す内容を記載し、評価対象項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- ・ 原則として、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)、両面印刷で作成、製本すること。ただし、図表等の表現の都合上、必要がある場合は、部分的に用紙の方向を変更することや、A3判(折り込み)の用紙を用いることは差し支えない。
- ・ ページ番号は、目次を除いた部分を通し番号とし、項目毎にページ番号を区分しないこと。
- ・ 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- ・ 記載内容については、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

② 想定金額見積書(様式6) 正本1部、副本14部

- ・ 「2 当該業務の概要(6)基準価格」の範囲内で想定金額の見積りを作成すること。
- ・ 売電買取想定額については、売電電力量実績の平均を基に次に定める算定方法により、12か月分の売電買取想定額を各月ごとに積算し、1年間分の総額を想定額とする(消費税及び地方消費税を含む)

$$\text{電力量料金} = \text{各月の受給電力量} \times \text{契約単価 (FIT 単価を除く)} + \text{消費税等相当額}$$

- ・ 供給電気料金想定額については、電気使用量実績の平均を基に供給先29校(30施設)すべてについて、下記算出条件を前提に12か月分の供給電気料金想定額を各月ごとに積算し、1年間分の総額を想定額とする(消費税及び地方消費税を含む)

【供給電気料金想定額算出条件】

種別	条件等
基本料金単価(円/kWh)	希望単価を設定できる
力率割引率	すべて力率100%とみなす
電力量料金(従量料金)	希望単価を設定できる 夏季、その他で別料金を可能とする
市場価格調整額単価	令和5年11月～令和6年10月の月間平均市場価格(東北エリアプライス)を適用し各月の単価を算出する
燃料費調整額単価	令和5年11月～令和6年10月の東北電力ネットワーク(株)実績単価の各月の単価

	を適用する
再生可能エネルギー発電促進賦課金	3.49 円/kWh とする
政府の支援（電気・ガス価格激変緩和対策、酷暑乗り切り緊急支援）	左記に準じる政府の支援は、適用しないものとする
その他経費・割引等	必要に応じて設定できる

③直近３会計年度の財務諸表（任意様式） 正本１部、副本１４部

- ・ グループで参加している場合、構成員すべての財務諸表を提出すること

④経営計画（任意様式） 正本１部、副本１４部

- ・ 「地域脱炭素等の担い手」としてどのようなビジョンや目的を掲げ、どのように取り組んでいくのかを、本事業期間中（３年間）の中期的な経営計画と５～１０年後の長期的な経営計画として提出すること
- ・ グループで参加している場合、グループとしての経営計画を提出すること

８ 審査方法、評価基準

（１）基本事項

審査は、市が設置する電力地産地消事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、最優秀提案事業者及び次点者の選定を行う。

- ・ 本件プロポーザルは、「（２）評価方法及び評価基準②評価基準」に示す内容について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ・ 審査委員会は、非公開とする。
- ・ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受注候補者を特定しないものとする。

（２）評価方法及び評価基準

① 評価方法

審査委員会は、各委員による評価点をもとに応募者の順位付けを行い、最優秀提案事業者及び次点者を選定する。

② 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目についてそれぞれ評価し、評価点を算出する。

審査項目・評価基準

審査項目		評価基準	配点
1. 確実な事業 実施・リスク ケア	(1) 事業実績 (グループの場 合、構成員単独 での実績も含 む)	① 令和3～5年度に発電施設から再生可能エネルギー電力を購入した実績(年度毎の発電施設数等を評価)	8
		② 令和3～5年度に施設に再生可能エネルギー電力(高圧電力)を供給した実績(年度毎の供給施設数等を評価)	8
	(2) 運営体制 の信頼性、安定 性	① 事業運営体制(人事配置等)、財務状況(適切な体制、安定的な財務状況で事業実施を行える見込であるかを評価)	8
		② スケジュール設定(主に事業開始までのスケジュールについて実現可能性を評価)	8
		③ 酒田市十里塚風力発電所による発電量が不足した際の安定した電力調達や市場価格調整制度を含む場合の料金変動等、リスク想定と方策(的確なリスク想定と方策があると認められる場合に評価)	8
2. 市の経済性	(1) 売電買取 想定額、供給電 気料金想定額	① 本事業の売買電差額 価格点=40点×(最低差額/提案差額) ※差額=供給料金想定額-売電想定額	40
3. 地域経済循 環	(1) 業務地域 内完結	① 本事業実施に係る業務を酒田市内 でどの程度完結できるか(受給管 理、資源エネルギー庁等への月次 報告、精算・請求業務、発電所等 への電源買取料金の支払い等に従 事する人員の配置等)	20
4. 地域脱炭素 等の地域振興 への貢献	(1) 経営計画 (②から④につ いては、本事業	① 供給対象施設への電力供給を除 く、酒田市十里塚風力発電所によ る余剰電力の地消に向けた取組み	5

	期間のみならず、中長期的な取組予定、構想も含む)	② 酒田市十里塚風力発電所による電力の活用以外の独自の再生可能エネルギー地産地消に向けた取組み (地域内発電施設の整備や地域内発電施設による電力の地域内供給など)	5
		③ 供給対象施設である小中学校を対象とした環境教育の取組み	5
		④ 上記のほか、地域振興に向けた取組み	5
		合計	1 2 0

(3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和7年1月29日（水）

② 提案者側の出席人数

出席人数は5名以内とする。

③ 所要時間

1 企画提案者につき概ね 70 分（プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 40 分）

④ 内容

- ・ 企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。
- ・ プレゼンテーションを行う者は、予定されている本業務のプロジェクトリーダー又は主担当者を基本とする。

⑤ その他

- ・ プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加資格確認結果の通知後に、参加事業者に対して別途通知する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式7）により、電子メールで通知する。

また、審査結果は、市のホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

① 提出書類

任意の様式による書面（A4判）

② 提出期限

審査結果の通知のあった日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内の午後5時までとする。

③ 提出先

「3 担当部署」のとおり。

④ 回答

説明を求める書面の提出期限日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面にて回答する。

9 その他

(1) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案は、1 者又は 1 グループにつき 1 案のみとする。
- ② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- ④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、酒田市情報公開条例（平成 17 年条例第 19 号）の対象行政情報となるため、情報公開請求があった場合、公開することがある。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- ⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は情報公開等のために複製を作成することがある。
- ⑨ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、事業者選定後に締結する各契約に反映する。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、酒田市は、選定事業者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

(2) 失格事項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの。
- ⑥ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの。
- ⑦ 想定金額が「2 当該業務の概要（6）基準価格」の範囲内となっていないもの。

(3) 契約の締結

- ① 本件プロポーザルは、受注候補者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、市と受注者で協議して実施するものとする。
- ② 最優秀提案事業者に選定された者と本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において随意契約で電力需給契約等を締結するものとする。なお、電力需給契約等の

条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。また、契約内容の詳細については、双方の協議により決定する。

- ③ 最優秀提案事業者の提案に基づく契約締結に至らなかった場合において、次点者の提案内容が受注候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行う。
- ④ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成 17 年規則第 58 号）その他の市の契約に関する規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約の締結後において、受注者に本件プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。

（４）その他留意事項

- ① 当該事業の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ② 電子媒体での提出を求める様式に関しては、原則として、Microsoft Word、Excel、PowerPoint で読み込み可能なファイル形式で作成すること。
- ③ 本事業は、予算の成立を前提とするため、予算が成立しない場合は、中止する可能性がある。

10 スケジュール

公示	令和 6 年 1 2 月 2 日（月）
参加表明書の受付締切	令和 7 年 1 月 8 日（水）
参加資格確認の結果通知	1 月 1 4 日（火）
質問受付締切	1 月 1 4 日（火）
質問回答	1 月 1 5 日（水）
辞退届の提出期限	1 月 1 7 日（金）
企画提案書等受付締切	1 月 2 0 日（月）
審査	1 月 2 9 日（水）
結果通知	1 月下旬
契約締結準備行為	2 月以降
契約締結、事業開始	令和 7 年 4 月 1 日